

住宅リノベーション工事  
工事請負契約書

---

北海道スタイル・リノベーション

SLOWL[スロウル]

2020年05月22日

# 住宅リノベーション工事 工事請負契約書

印紙貼付欄  
(2020.3.31まで)  
1万円未満：非課税  
1万円以上100万円以下：100円  
100万円を超え200万円以下：200円  
200万円を超え300万円以下：500円  
300万円を超え500万円以下：1,000円  
500万円を超え1,000万円以下：3,000円  
1,000万円を超え5,000万円以下：10,000円

工事名称 〇〇様邸リノベーション工事  
工事場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
工事期間 お打合せにより決定

委託者名 〇〇 様 印 TEL \_\_\_\_\_  
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 FAX \_\_\_\_\_

受託者名 株式会社 スロウル TEL (011) 398 8111  
代表者 代表取締役 平賀 丈士 印 FAX (011) 398 8169  
住所 北海道札幌市清田区北野5条3丁目12-14

## 1. 金額

金 \_\_\_\_\_ 円 (税込)

## 2. 内訳

項目	適用(仕様)	(単価・数量・時間 等)	小計
リノベーション工事	工事見積書に準ずる	1式	0
		小計(税抜)	0
		消費税(10%)	0
		合計(税込)	0

■請負条件：工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。また本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

■添付書類：内容を補足するため次の書類を添付します。(その他、添付する資料に○印を付ける)

◎ 工事請負契約約款、工事見積書  
・その他 (1. \_\_\_\_\_) (2. \_\_\_\_\_)

3. 支払方法 前払金 (ご契約完了後 7日以内) 金 \_\_\_\_\_ 円 (税込)  
部分払 ( \_\_\_\_\_日以内) 金 \_\_\_\_\_ 円 (税込)  
竣工払 (お引渡し前 3日以前) 金 \_\_\_\_\_ 円 (税込)

振込み先： 〇〇銀行 〇〇支店 名義：カ) スロウル (普通) 〇〇〇〇〇〇〇〇

▼この契約の証として本書を1通作成し、当事者が署名または記名押印の上、原本は委託者が保有する

## 住宅リノベーション工事 工事請負契約約款

### (総則)

- 第1条** 委託者と受託者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
- 2** この契約書および、添付の御見積書や設計図等にもとづいて、受託者は工事を完成し、委託者と受託者は契約の目的物を確認するものとし、委託者は、その請負代金の支払を完了する。

### (打ち合わせどおりの工事が困難な場合)

- 第2条** 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、委託者と受託者が協議して、実情に適するように内容を変更する。
- 2** 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議してこれを定める。

### (一括下請負・一括委任の禁止)

- 第3条** あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合を除き、受託者は受託者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して受託者の指定する者に委任または請負わせることができない。

### (権利・義務などの譲渡の禁止)

- 第4条** 委託者及び受託者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
- 2** 委託者及び受託者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む）・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

### (完了確認・代金支払い)

- 第5条** 工事を終了したときは、委託者と受託者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、委託者は契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

### (支給材料、貸与品)

- 第6条** 委託者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は委託者と受託者の協議の上決定する。
- 2** 受託者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については委託者に対し交換を求めることができる。
- 3** 受託者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

### (第三者への損害および第三者との紛議)

- 第7条** 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、委託者と受託者が協力して処理解決にあたる。
- 2** 前項に要した費用は、受託者の責に帰する事由によって生じたものについては、受託者の負担とする。なお、委託者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、委託者の負担とする。

### (不可抗力による損害)

- 第8条** 天災その他自然的または人為的な事象であって、委託者・受託者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工事中の機器について損害が生じたときは、受託者は、事実発生後速やかにその状況を委託者に通知する。
- 2** 前項の損害について、委託者・受託者が協議して重大なものと認め、かつ、受託者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、委託者がこれを負担する。
- 3** 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の委託者の負担額から控除する。

**(瑕疵がある場合の責任)**

**第9条** 目的物に瑕疵がある場合、受託者は民法に定める責任を負う。

**(工事の変更、一時中止、工期の変更)**

**第10条** 委託者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。

- 2 前項により、受託者に損害を及ぼしたときは、受託者は委託者に対してその補償を求めることができる。
- 3 受託者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、委託者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、委託者と受託者が協議して決める。

**(遅延損害金)**

**第11条** 受託者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、委託者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

- 2 委託者が請負代金の支払を完了しないときは、受託者は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

**(紛争の解決)**

**第12条** この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

**(補則)**

**第13条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と受託者が誠意をもって協議して定める。

**(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)**

ご契約いただきますリノベーション工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（注）で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・契約約款を充分お読み下さい。

（注）「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

**I 契約の解除（クーリングオフ）を行おうとする場合**

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（注）で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（委託者）は文書をもって契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

ア) お客様（委託者）がリノベーション工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（委託者）からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

イ) 壁紙などの消耗品を使用（最小包装単位）又は、3,000円未満の現金取引

② 上記クーリングオフの行使を妨げるために受託者が不実のことを告げたことによりお客様（注文主）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、受託者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

③ 通常必要とされる量を著しく超える商品等の契約を結んだ場合は、契約後1年間は契約の解除が可能になります。

**II 上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合**

① 受託者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

② 契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は受託者の負担とします。

③ 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

④ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（委託者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

⑤ すでに役務が提供されたときにおいても、受託者は、お客様（委託者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。